

すまいる通信 平成29年3月 第44号

土地の入り口が狭く、原状では家の建て替えができないという物件について売却のご相談を受けました。この家は、昨年、亡くなった母親から相続したものです。土地の入り口についてお隣さんとトラブルがあって、裁判所で調停までしたそうです。その結果、入り口が2mより狭くなってしまい、建て替えができないのです。建て替えができず、お隣さんと揉めている… そのような物件を、一般の方で買う人はいません。建て替えができないとなると、銀行の住宅ローンも借りられません。売却するとなると、相場よりもかなり安い金額になってしまいます。

その方に金額を提示した結果、当社でその物件を買い取らせていただくことになりました。だいぶ安い金額ですが、その代わり測量もしない、建物のリフォーム等もしない、とにかく現況で今後一切の責任はこちらで持ちますという条件で買い取らせていただくことになりました。

その方とお話しすると「金額の問題ではありません。とにかくこの家を売却してスッキリしたかった。これでやっと解放されて助かりました。」とおっしゃっていました。

道路が無い土地、借地（貸宅地）などでトラブルを抱えている土地を相続したくないというご相談も増えています。このような土地を生前に売却することにより相続税の軽減にもつながります。

このような問題のある土地の処分や相続方法について不安のある方は、ご相談ください。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

財産の多い少ないにかかわらず相続トラブルが起きています。
 将来の相続に備え、元気なうちに準備しておくことが大切です。
 本セミナーでは相続の基本的なことについてわかりやすく説明します。
 みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	藤沢商工会議所 505号室
相続の基礎知識と円満相続対策 相続トラブルの事例と遺言書 認知症対策と新しい相続「家族信託」	4月 8日（土） 5月20日（土） 6月10日（土）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
 *5分前までにご来場ください

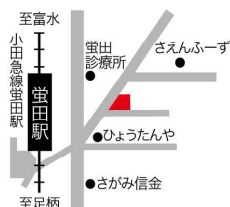
お申し込み **TEL：0465-39-1900**
 （行政書士長尾影正事務所まで）

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 家族信託専門士
 宅地建物取引士
 2級ファイナンシャルプランニング技能士
 公認不動産コンサルティングマスター
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人 家族信託普及協会 会員
 一般社団法人 終活カウンセラー協会 会員



行政書士長尾影正事務所
 小田原市蓮正寺370番地の68
 TEL: 0465-39-1900
 mail: nagao@yuigon-souzoku.info
 http://www.yuigon-souzoku.info